

令和6（2024）年度若年者向け消費者被害防止啓発デジタル広告配信業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和6（2024）年10月21日

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和6（2024）年度若年者向け消費者被害防止啓発デジタル広告配信業務

(2) 委託業務の内容

別添「令和6（2024）年度若年者向け消費者被害防止啓発デジタル広告配信業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務の履行期間

契約締結日から令和7（2025）年3月31日まで

(4) 委託契約金額の上限

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当課（事務局）

生活文化スポーツ部くらし安全安心課消費者行政推進室

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館7階

電話：028-623-2135

メール：seikatsu@pref.tochigi.lg.jp

2 令和6（2024）年度若年者向け消費者被害防止啓発デジタル広告配信業務委託公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）への参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する、又は契約締結時まで資格を取得する見込みの者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- 類似業務に係る受注実績があり、本実施要領及び別添仕様書に記載する業務を確実に履行できる者であること。
- 実施要領3に記載する審査会開催日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。

3 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

実施要領等の公表	令和6（2024）年10月21日（月）	
質問受付期限	令和6（2024）年10月24日（木）	15時必着
質問に対する回答	令和6（2024）年10月28日（月）	予定
参加表明書の提出期限	令和6（2024）年10月31日（木）	15時必着
参加資格の確認結果通知	令和6（2024）年11月5日（火）	予定
企画提案書の提出期限	令和6（2024）年11月11日（月）	15時必着
審査会（書面）	令和6（2024）年11月14日（木）	予定
審査結果の通知・公表	令和6（2024）年11月22日（金）	予定

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和6（2024）年10月21日（月）～同年10月31日（木）

土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く）

最終日は午後3時まで

イ 配布場所：栃木県ホームページ（入札・公売）で公表するほか、上記1(5)の担当課にて配布する。

※URL（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>）

(3) 実施内容等に関する質疑及び回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により受け付ける。

ア 受付期限：令和6（2024）年10月24日（木）15時必着

イ 提出方法：電子メールにより、1(5)に提出すること。

ウ 回答期日：令和6（2024）年10月28日（月）予定

エ 回答方法：質問及び回答を取りまとめの上、栃木県ホームページ（3(2)イのURL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び確認書（別記様式3）を作成し、電子メール、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和6（2024）年10月31日（木）15時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：上記1(5)の担当課

ウ 提出方法：持参（平日午前9時から午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール

※郵送又は電子メールの場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して参加資格の確認を行い、その結果を通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

ア 通知日：令和6（2024）年11月5日（火）予定

イ 通知方法：電子メール

(6) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書及び以下のア～カに基づいて作成すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。

イ 企画提案書の枚数に制限はないが、カラー印刷とし、提案書にはページ数及び表紙を作成して付すこと。

ウ 企画提案書の様式は任意であるが、別紙の評価基準を参考に、次の事項を含めて作成すること。

(ア) 企画提案内容

(a) 本県における消費者トラブルに係る現状分析

(b) 本事業のターゲットに行動変容を促すための仮説（課題、対応策等）

(c) 広告の運用方針（誰に、どの広告で、何を訴えるか、配信設定や効果測定、改善等の工夫）

(d) 広告の制作方針（ターゲットに効果的に訴求するための工夫等）

(e) 目標設定

(f) その他提案内容

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務実施体制

(エ) 類似業務の実績・報告書例

(オ) 見積額（総額、内訳（広告配信費、広告制作費、効果測定費、その他諸経費、消費税を区分し明記。））

(カ) 法人等概要

エ 企画提案書は1者1提案とする。

オ 企画提案書の提出部数は、紙媒体8部（正本1部、副本7部）及びPDFデータ（正・副両方）を格納したDVD-ROM1枚とする。なお、審査の公平を期すため、副本には参加者名（参加者名を容易に類推させる表示を含む。）を記入しないこと。

カ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区分する（諸経費や消費税も区分する。）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(7) 企画提案書等の提出

企画提案書等は以下のとおり提出すること。

ア 提出期限：令和6（2024）年11月11日（月）15時必着

イ 提出場所：上記1(5)の担当課

ウ 提出方法：持参（平日午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出物：企画提案書（紙媒体8部及びDVD-ROM1枚）、見積書

(8) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

4 委託候補者の選定

(1) 審査方法

企画提案書及び見積書について、審査基準に基づいてプロポーザル選定員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。ただし、審査結果の如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。

(2) 審査基準

別表のとおり

(3) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。

イ アに該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。また、この場合において、平均点の最も高い企画提案者が複数あった場合は、選定委員で審議の上、契約候補者を特定する。

ウ ア、イに関わらず、各選定委員の評価の合計点の平均点が 60 点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が 1 者の場合も同様とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て通知するとともに、選定された者の名称等を栃木県ホームページ（入札・公売）に掲載する。なお、選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(5) 欠格事由

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書記載金額が 1(4)の額を超える場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 審査に係る公募型プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 契約の締結

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、改めて契約候補者から見積書を聴取し、栃木県財務規則等の関係法令に基づき、委託契約を締結する。

(2) 契約締結の協議においては、業務の履行に必要な具体的条件などの調整を行うが、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案内容や金額等を変更する場合がある。

- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させるとともに、審査結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、すべて受託者の負担とする。
- (5) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

6 その他

- (1) プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (2) 委託契約候補者が提出した企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。企画提案書に著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は委託契約候補者が行うこと。
- (3) 委託業務における制作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。なお、委託契約候補者は、制作物に係る著作者人格権を行使できないものとする。

令和6（2024）年度若年者向け消費者被害防止啓発デジタル広告配信業務
公募型プロポーザル 審査基準

区分		評価項目	配点
1	業務内容の理解度	(1) 悪質商法や消費者被害の特徴並びに、本事業の業務目的及び業務内容を十分に理解しているか。	10
2	企画提案の優位性	(2) 【ターゲットに応じた仮説の設定】 現状分析を踏まえ、ターゲットに行動変容を促す適切な仮説がなされているか。	10
		(3) 【広告の運用方針】 広告効果の最大化を図るための運用方法の提案において、配信手法・最適化設定は適切か。リスティング広告のキーワード選定能力があるか。広告の効果測定及び改善方法は適切か。	20
		(4) 【広告物の作成方針】 消費者被害の未然防止、拡大防止につながる行動を訴えるような提案がなされているか。広告物とランディングページとの親和性・一貫性はあるか。	10
		(5) 【目標設定】 事業目的を達成するための効果的かつ実現可能な目標設定がなされているか。計測すべき数値を理解し、計測できる設定能力があるか。	10
		(6) 【その他提案】 仕様書にて求められている内容以上の提案があり、かつ業務目的達成に有効な手段となっているか。	5
3	企画提案の実施可能性	(7) 【実施体制】 実施体制（専門知識を有した人員体制を含む）及び実施スケジュールが、業務を安定的に遂行できるものであるか。	15
		(8) 【業務実績】 類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。報告書は業務の効果や進捗がわかりやすいものであるか。	10
		(9) 【経費】 業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
合 計			100